

職業安定分科会(第 185 回)	資料1-1
令和4年9月 29 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0929 第 1 号

令和 4 年 9 月 29 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

一 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った令和四年十月一日から同年十一月三十日までの期間中に第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間（以下「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等について、一日当たりの支給上限額を第八十三条の二に規定する基本手当日額の上限額とするとともに、助成率を三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）とし、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が令和三年一月八日以降に解雇等を行っていない場合は、助成率を四分の三（中小企業事業主にあつては、十分の九）とすること。

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める区域（以下「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（以下「特措令」

という。) 第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置(以下「営業時間の変更等の措置」という。)の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った当該期間中に判定基礎期間の初日がある休業等(令和四年十月一日から同年十一月三十日までに行ったものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この二において同じ。)及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等について、一日当たりの支給上限額を一万二千元とするとともに、助成率を五分の四とし、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が令和三年一月八日以降に解雇等を行っていない場合は、助成率を十分の十とすること。

三 特措法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域(以下「対象区域」という。)の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に基本的対処方針に沿って行う特措令第十一条第一項に規定する施設における休業又は営業時間の変更等の措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った当該期間中に判定基礎

期間の初日がある休業等（令和四年十月一日から同年十一月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この三において同じ。）及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等について、一日当たりの支給上限額を一万二千円とするとともに、助成率を五分の四とし、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が令和三年一月八日以降に解雇等を行っていない場合は、助成率を十分の十とすること。

四 業況が特に悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当する新型コロナウイルス感染症関係事業主が行つた令和四年十月一日から同年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等について、一日当たりの支給上限額を一万二千円とするとともに、助成率を五分の四とし、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が令和三年一月八日以降に解雇等を行っていない場合は、助成率を十分の十とすること。

五 継続して雇用された期間が六箇月未満の雇用保険被保険者についても助成することとする等の措置の適用対象を雇用調整助成金の対象期間の初日が令和二年一月二十四日から令和四年十一月三十日までの

間にある場合に変更すること。

六 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、第二百二条の三第三項の規定により支給を受けることができることとされる日数に加えて支給を受けることができることとする期間を令和二年四月一日から令和四年十一月三十日までに変更すること。

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 産業雇用安定助成金制度の改正

一 出向期間が一年を超える場合であつて、出向元の事業主が一年を超えて産業雇用安定助成金の支給を受けようとする場合において、職業安定局長の定めるところにより、都道府県労働局長にその旨を届け出たときは、産業雇用安定助成金の支給対象となる出向期間の上限を二年とすること。

二 出向元の事業主における産業雇用安定助成金の支給対象となる労働者の数の上限を撤廃すること。

三 出向終了後に出向元の事業主の事業所に復帰した者に、復帰後訓練（出向先の事業所において従事した業務に関連した知識又は技能を向上させるための訓練であつて、当該復帰の日から職業安定局長の定める期間内に開始されるものをいう。）を受けさせ、当該訓練の開始前に当該訓練に係る計画を都道府

県労働局長に届け出る等の要件を満たす出向元の事業主に対して、当該訓練に係る経費や当該訓練期間中の賃金の一部を助成する措置を新設すること。

四 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第二については、令和四年十月一日から施行する
こと。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。